

バランスある議論が待たれる法人税制の見直し

～ 法人税率と為替の推移で振り返る企業行動～

予算委員会調査室 三角 政勝

企業部門の活性化により高い経済成長を図るとの観点から、法人課税に関する議論が高まりつつある。現在の景気回復局面は、長さでは戦後最長となることが確実視されているが、依然として国際的に高い水準にあるとされる我が国の法人税負担を見直すことにより、企業の競争力向上と投資を促し、高い経済成長を図ることが必要であるというものである。

我が国企業の海外進出は、特に 1985 年のプラザ合意以降、急速に進み、国内における産業の空洞化が深刻な問題として取り上げられてきた。しかしながら、企業の海外進出は、必ずしも法人税負担の回避だけではなく、為替レートの急速な上昇や経済のグローバル化の影響を大きく受けてきたという側面もある。法人課税の在り方が企業行動に及ぼす影響は重要であるが、一方、税のみにより企業行動を誘導することも困難であると考えられている。

以下では、これまで約 20 年間の法人税率や為替レートの推移とともに、それに伴う企業の海外進出等の動きを改めて振り返ることとする。

1. 法人税をめぐる状況

1-1. 議論が高まる法人課税の見直し

法人課税については、国際競争力強化のために税負担を更に軽減させるべきとの主張が従来から行われてきた一方、財政再建の取組の過程において、これ以上の引下げは適当ではないとの意見も根強く、法人税率は 1999 年度に 34.5% から 30% に引き下げられて以来、据え置かれている。

2006 年 9 月の新政権発足に伴い、今後の経済財政運営の議論を行う経済財政諮問会議や税制改革の検討を行う政府税制調査会も新たな体制で再スタートすることとなった。2006 年 10 月 24 日の経済財政諮問会議における民間議員提出資料には、「創造と成長」のための 7 大重点改革分野の 1 つとして税制改革が掲げられ、「日本経済の国際競争力を強化する税制の構築（法人税改革等）」との項目が明記された。また、同年 11 月 7 日の政府税制調査会への総理大臣の諮問においても「我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資する」との言及があるなど、現在の政権における「成長なくして日本の未来なし」との基本

姿勢にあって、法人課税見直しは最重要課題の一つとして位置付けられている。

1-2. 法人税率と税収の状況

法人課税見直しの当面の課題としては、減価償却制度の在り方などが議論されているが、中期的には法人実効税率の引下げの是非も大きな論点になると見込まれている。

そこで、まず、図表1により最近20年程度の法人税の推移を振り返ることとする。税率については、1984年度から86年度にかけての43.3%が最も高く、以後、今日まで累次にわたり引下げが図られてきた。特に1998年度から99年度にかけては、課税ベースの最適化や国際水準並みの税率への引下げを図るとして、37.5%から30.0%へと大幅に引き下げられた。その後、税率自体は30%のまま今日まで据え置かれているが、実効税率については、2004年度から資本金1億円超の法人について外形標準課税が導入されたことにより、それまでの40.87%から39.54%とわずかながら低下している。

図表1 法人税率及び実効税率の推移

(単位: %、億円)

年度	実効税率	法人税率	法人税収	一般会計税収に占める法人税の割合	法人税率見直しの目的等
1983 (昭58)	51.55	42.0	98,245	30.4	
1984 (昭59)	52.92	43.3	113,402	32.5	所得税減税に伴う税源確保
1985 (昭60)	52.92	43.3	120,207	31.5	
1986 (昭61)	52.92	43.3	130,911	31.3	
1987 (昭62)	51.55	42.0	158,108	33.8	暫定税率の期限切れ
1988 (昭63)	51.55	42.0	184,381	36.3	
1989 (平元)	51.04	40.0	189,933	34.6	税制の抜本的な改革(経過税率)
1990 (平2)	49.98	37.5	183,836	30.6	税制の抜本的な改革(本則税率)
1991 (平3)	49.98	37.5	165,951	27.7	
1992 (平4)	49.98	37.5	140,320	25.8	
1993 (平5)	49.98	37.5	124,240	23.0	
1994 (平6)	49.98	37.5	123,809	24.3	
1995 (平7)	49.98	37.5	137,398	26.5	
1996 (平8)	49.98	37.5	144,853	27.8	
1997 (平9)	49.98	37.5	134,764	25.0	
1998 (平10)	46.36	34.5	114,239	23.1	法人税率の引下げと課税ベースの適正化
1999 (平11)	40.87	30.0	107,953	22.9	国際水準並みへの引下げ
2000 (平12)	40.87	30.0	117,473	23.2	
2001 (平13)	40.87	30.0	102,578	21.4	
2002 (平14)	40.87	30.0	95,234	21.7	
2003 (平15)	40.87	30.0	101,152	23.4	研究開発、設備投資減税
2004 (平16)	39.54	30.0	114,437	25.1	
2005 (平17)	39.54	30.0	124,730	26.5	
2006 (平18)	39.54	30.0	130,580	28.5	

(注) 税収額は、2004年度までは決算、05年度は補正予算、06年度は当初予算ベース。
 (出所) 政府税制調査会資料、財務省「決算の説明」「参議院予算委員会提出資料」等より作成

法人税収は、バブル景気による自然増収の大幅な増加により、1989年度には、税率が引き下げられたにもかかわらず、過去最高の18兆9,000億円台にまで上がった。しかしながら、その後は、1994年度まで減収が続き、10兆円台前半程度で推移するようになった。最近では、2000年12月からの不況期の底に当たる2002年度に10兆円割れとなる9兆5,000億円台にまで落ち込んだが、以後、景気回復下において企業収益の改善が進んだことにより、翌年度以降は再び10兆円台を回復し、2006年度当初予算では13兆円が見込まれている。

一般会計に占める法人税収の割合は、バブル崩壊までは30%を超える状況にあったが、その後は、消費税創設に伴う法人税率引下げと景気悪化の影響により、おおむね減少傾向が続いてきた。しかし、最近では2001年度の21.4%を底に再び上昇を続け、2006年度には28.5%となることが見込まれている。このように法人税には、景気の動向により税収が大きく左右されるという特徴がみられる。

1-3. 法人課税が企業行動に与える効果

経済活性化の観点から、税率を引き下げるべきとの根拠は、税負担の軽減により、投資が促進されるということにある。しかしながら、財政学における古典的見解によれば、法人課税は企業の行動を短期的にも長期的にも変化させず、税率を変化させても、産出量や投資量は変化しないとされている。企業の目的が課税後の利潤を最大化することにあるとし、そのためには課税前の利潤を最大化するよう産出量や投資量が決められるとするならば、企業活動は法人税に対し独立となると考えられるためである。

ただし、法人税が企業活動と独立であるためには、課税前と課税後におけるコスト(賃金、資本等)の対応関係が同じであることが前提となる。ところが、現実の企業課税においては、投資を行うための資本コストについて、外部からの借入と企業内部の留保資金とでは課税による影響が異なる。すなわち、借入の場合には、利払費が損金として課税ベースから控除されるため、課税により資本コストは低下する。また、課税後には限界利潤も課税前より小さくなる。これに対し、内部留保資金による投資の場合には、利払いが生じないことから課税ベースの控除がなく、資本コストは課税によって変化しない。

投資は課税後の限界利潤が資本コストを上回る限りにおいて行われると考えられると、借入による投資については、課税後の資本コストと限界利潤がともに低下するので、投資の最適条件、すなわち企業の投資行動は変わらない。これに対し、内部留保資金による投資については、課税によっても資本コストが変化

しない一方、限界利潤は低下するので、その分投資が抑制されると考えられている。

以上のような財政学上の基本的な考え方がある一方、経済のグローバル化に伴い、企業が立地先を決定するに際しては、法人課税が重要な要素となるとも考えられおり、主要国では、1980年代以降、経済活性化の観点から法人税率を引き下げる方向で税制改革が行われてきた。我が国においても、海外生産比率が急速に上昇を続ける中、1987年以降、累次にわたる税率の引下げが実施されてきた。

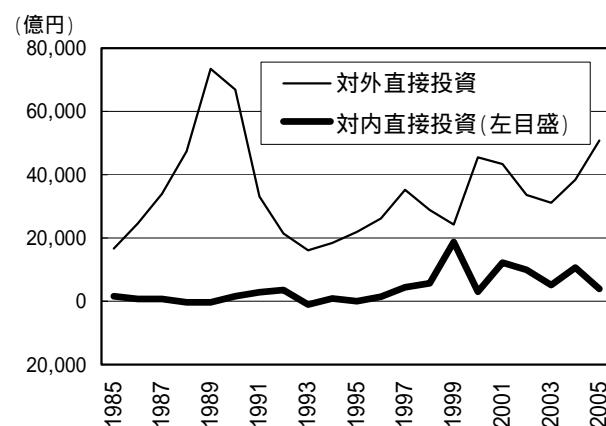
2. 法人税率と企業行動

2-1. 法人税率と対内直接投資の関係

以下では、法人税率と企業行動との関係を振り返ることとし、まず、対内・対外直接投資の状況を概観することとする（図表2）。

対外直接投資については、1980年代後半の円高が急速に進んだことなどを背景として年率30%から50%台という著しい勢いで急上昇したが、バブル景気崩壊により状況は一転し、93年までにかけて同じようなペースで急減少することとなった。ただし、その後は、趨勢的には緩やかな上昇を示している。

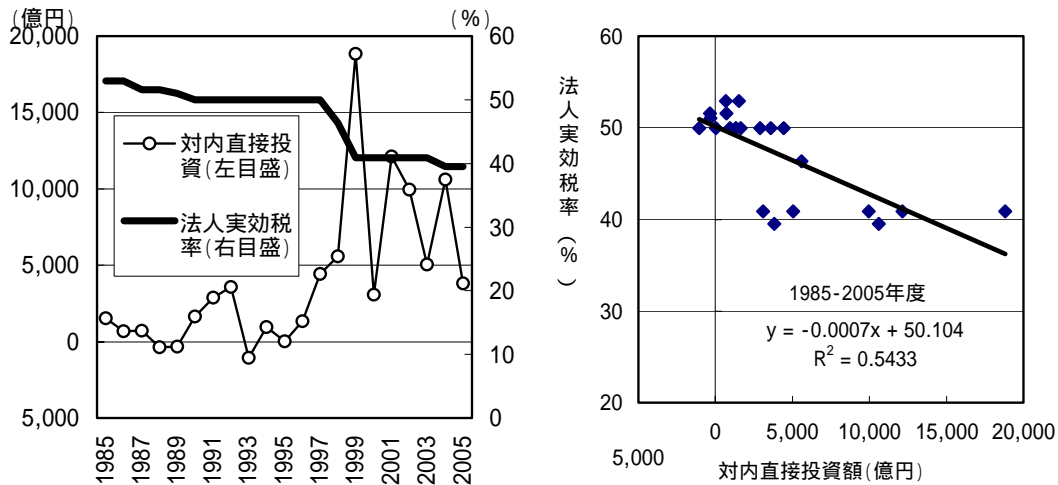
図表2 対内・対外直接投資の推移



(出所) 財務省「国際収支統計」より作成

これと対比的に、対内直接投資については、1990年代半ばまでは、ほぼ横ばいに近い動きを辿った後、90年代後半以降は振幅が大きいものの、均してみれば緩やかな増加傾向を示している。これを法人税の動きと重ねて合わせると、法人実効税率の引下げに従い、対内直接投資が緩やかに増加しているという関係が認められる（図表3）。特に実効税率が現在の水準とほぼ同じ40.87%に引き下げられた99年度には、対内直接投資が1兆8,000億円と、前年に対し1兆円以上も一気に膨らんでおり、法人税率引下げが我が国への投資に寄与した可能性があることが示唆されている。

図表3 法人実効税率と対内直接投資の関係



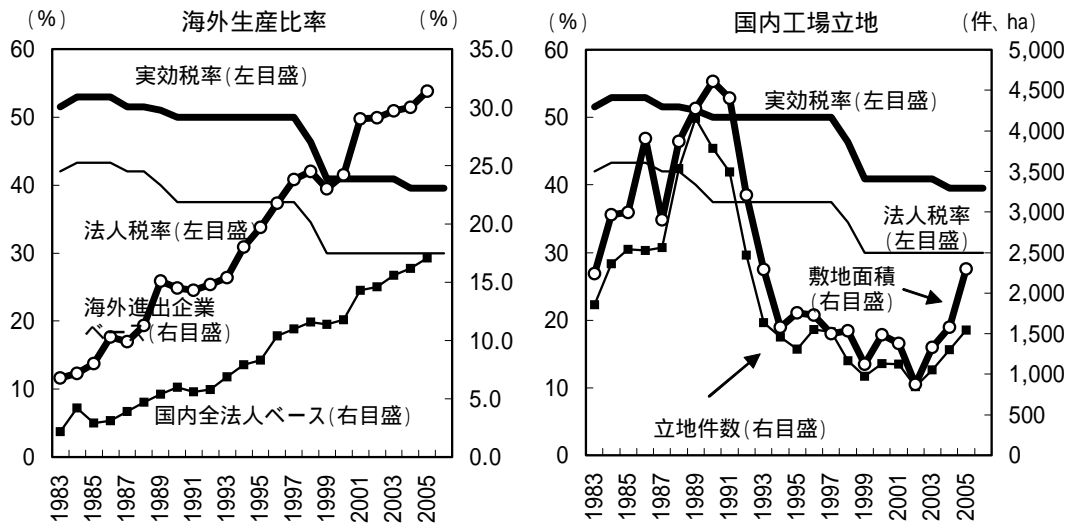
(出所)政府税制調査会資料、財務省「国際収支統計」より作成

2-2. 法人税率と海外生産、国内工場立地の動き

次に、法人税率と企業の海外生産比率の動きをみることにする。海外生産比率は、1980年代以降、年間1ポイント程度の伸びで、ほぼ一貫して増加を続けている。99年度に法人税率が30%に引き下げられた翌年の2000年度には、海外進出企業ベースの比率が1.5ポイント低下したものの、その翌年度からは再び増加を続けている。このように、図表4をみる限り、我が国企業の海外進出に対する法人課税の影響力は極めて限定的であると考えられる。

国内工場立地と法人税率の関係をみると、バブル崩壊後、工場立地は件数及び敷地面積ともに大きく落ち込んだ後、2002年を底に上昇傾向を示している。法人税率そのものは、この間据え置きが続いているが、平成15年改正においては、景気対策のため、多年度税込中立の先行減税の一貫として設備投資減税等が実施されており、この効果が現れている可能性も考えられる。ただし、バブル崩壊後の工場立地の敷地面積については、おおむね景気動向に近い動きを辿っているといえる。

図表4 法人税率と海外生産、国内工場立地の推移



(出所) 政府税制調査会資料、参議院予算委員会提出資料、経済産業省「海外事業活動基本調査」、
「工場立地動向調査」より作成

3. 為替レートと企業行動

3-1. 趨勢的に続いた円の価値の上昇

戦後、約20年間続いた1ドル=360円の固定相場制は、1971年8月のニクソンショックを契機として崩れ、曲折を経た後、主要国では73年から全面的に変動相場制に移行していった。

1980年代に入り、財政赤字と国際収支の赤字という双子の赤字を抱える米国では、貿易不均衡を是正するため、為替レートの調整が必要との主張が高まっていた。こうした中、85年9月、日、米、英、仏、西独の5カ国によるプラザ合意が発表され、ドル高是正のための協調介入が実施された。為替相場は、当時の1ドル=240円前後の水準から85年末には200円、86年末には160円にまで円高ドル安が進んだ。想定を上回るドル安の進行に歯止めを掛けるべく、87年2月にはG7によるルーブル合意が結ばれたが、その後も、87年末には120円近くにまで円高が進んだ。円の価値はプラザ合意から2年間で約2倍に急騰し、日本の輸出産業は国際価格競争力で極めて大きなダメージを負うこととなったのである。

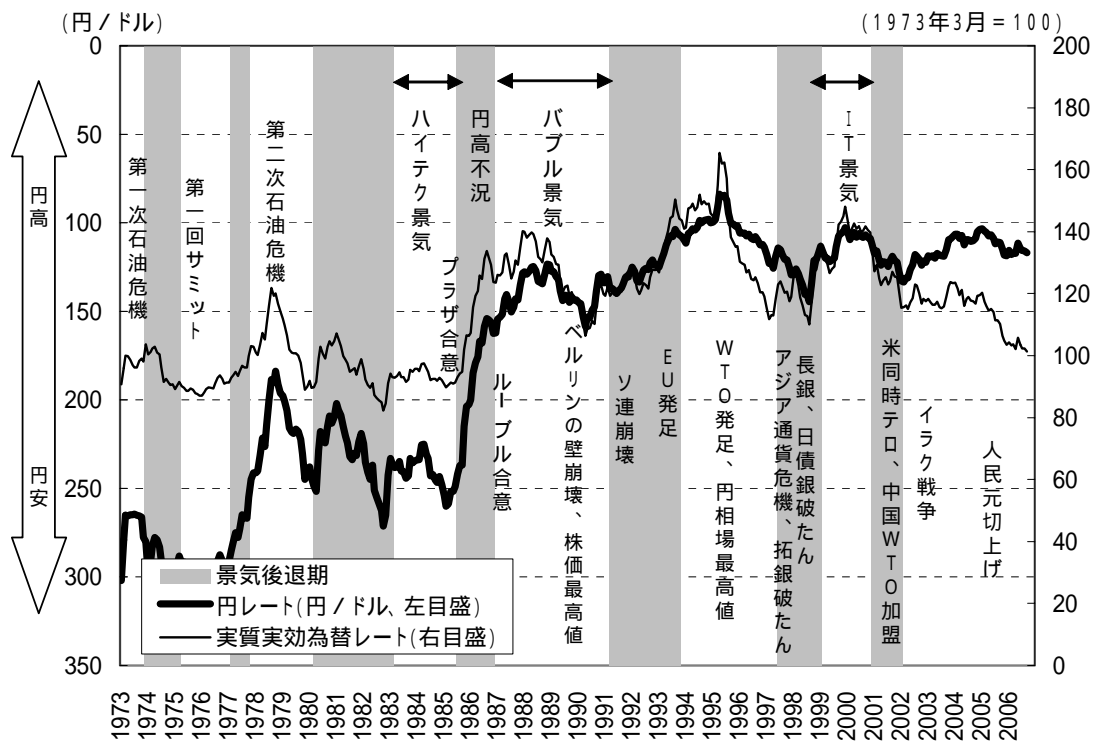
プラザ合意後、国際協調の一環として実施された低金利政策と内需拡大策が採られる中、潤沢に供給されたマネーによって不動産や株式への投資が加速し、我が国経済は、バブル景気の発生とその崩壊を経験した。

1990年代に入り冷戦が終結した後、日米の貿易不均衡に対し、米国は再び円

高を容認する姿勢をとり、95年4月には、戦後最高となる1ドル=79円台の超円高を記録した。その後、アジア通貨危機、拓銀、山一証券、長銀等の破たんが続いた97年から98年にかけては逆に円が急落し、140円台まで円安が進んだ。以後、趨勢としては100円から130円台の範囲で推移し、現在では118円から115円程度の水準にある。

一方、ドルのほか主要な通貨間のそれぞれの名目為替レートを実質化するとともに貿易ウエイトで加重平均した実質実効為替レートについては、2000年以降円安傾向が続いており、現在ではプラザ合意の行われた1985年頃の水準にまで円安が進んでいる。こうした実質実効レートでの円安傾向は、地方自治体による積極的な企業誘致策や、最先端の技術を要する高付加価値製品の国内生産指向の動きなどとも相まって、近年における製造業工場の国内回帰の動きを後押ししているとの見方もある。

図表5 変動相場制移行後の円レートの推移



(出所)日本銀行資料等より作成

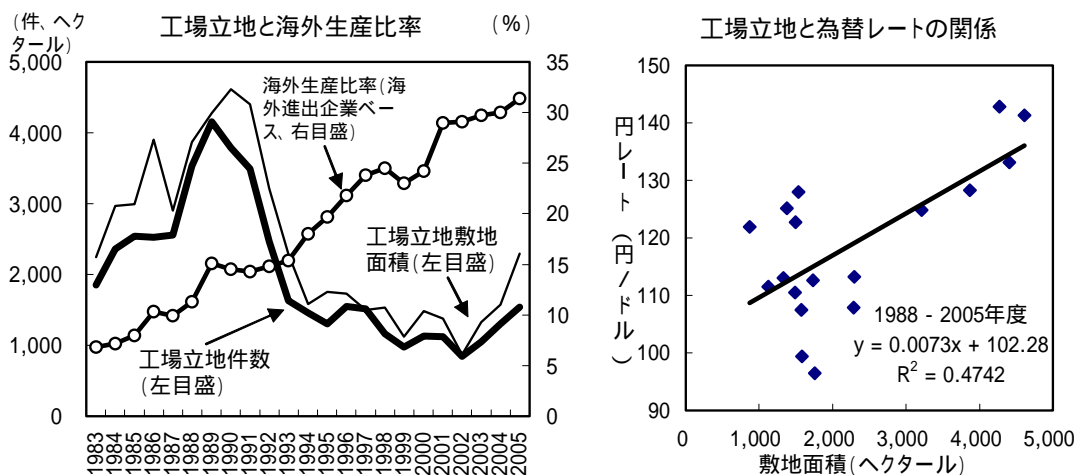
3-2. 為替レートと国内工場立地の動向

以下では、為替レートと企業行動の動きについて振り返ることとする。まず、海外生産比率と国内工場立地の関係をみると、1990年頃までは、円高を背景と

した海外生産比率の上昇とともに、バブルに連なる景気回復局面にあって、国内の工場立地も同時に増加を続けてきた(図表6)。ところがバブル崩壊以降については、先にみたように、海外生産比率は引き続き上昇していったのに対し、国内工場立地は、1993年頃まで急速に低下した後、2002年まで緩やかな減少傾向を続け、2003年以降の景気回復期には再び上昇の動きを示している。

また、こうした国内工場立地の動きを為替レートとの関係でみると、プラザ合意後の急激な円高局面が一服した後については、円安の進行と工場立地の間には緩やかな相関関係が認められ、円安が国内への工場回帰に寄与する方向に働いている可能性が示唆されている。

図表6 国内工場立地の状況



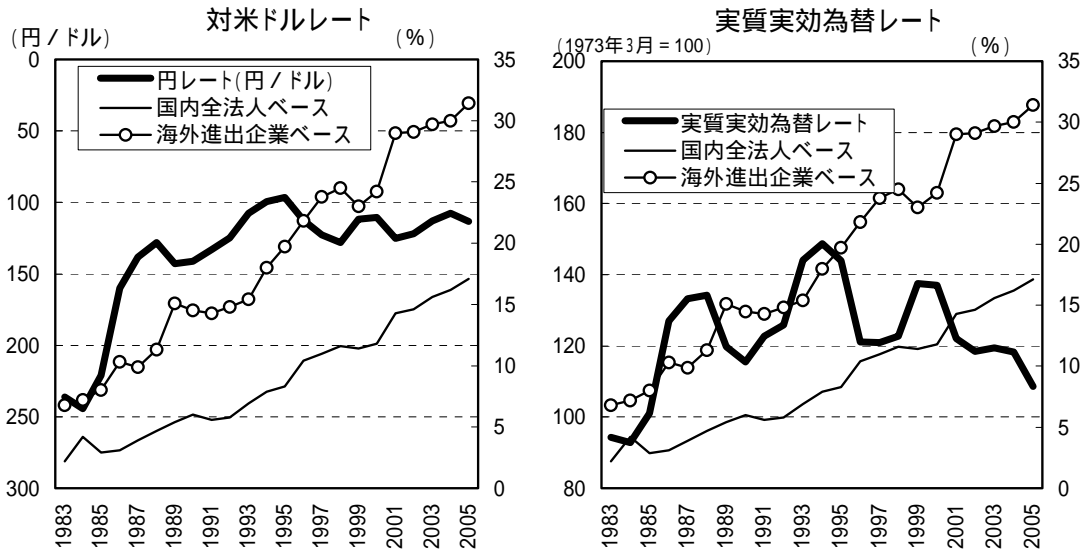
(出所) 経済産業省「工場立地動向調査」、
「海外事業活動基本調査」より作成

(出所) 経済産業省「工場立地動向調査」、
日本銀行資料より作成

3-3. 為替レートと海外生産比率の動き

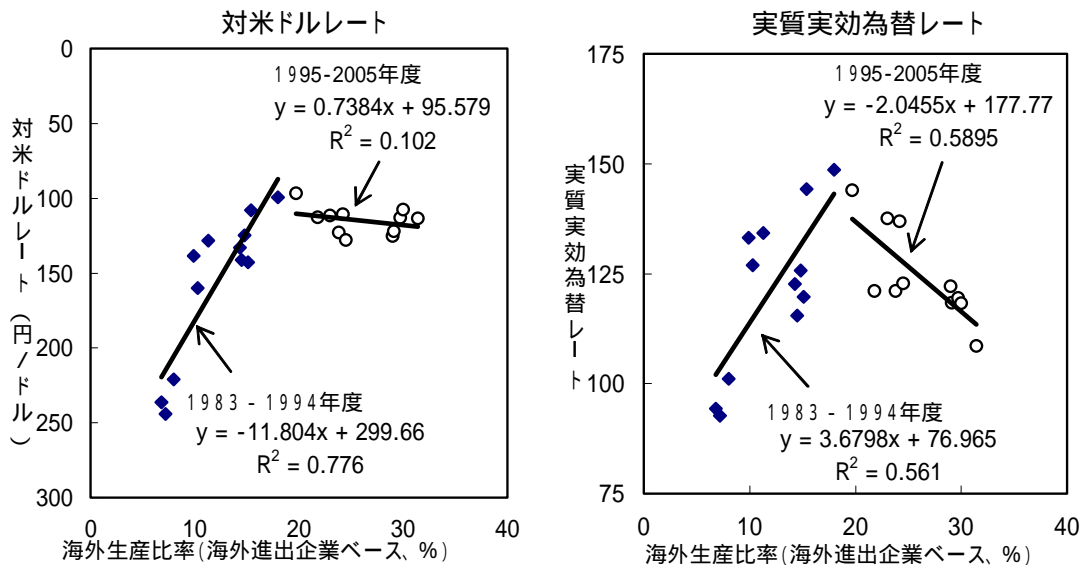
海外生産比率と為替レートの関係については、1995年頃までは、対米ドルレート、実質実効レートの双方でも、急速な円高の動きと軌を一にするかのように海外生産比率が上昇を続けてきた。しかしながら、その後、90年度後半以降は、対米ドルレートでは長期的に横ばい、実質実効レートではむしろ円安方向に振れているにもかかわらず、海外生産比率の上昇トレンドはほとんど一貫して続いている(図表7)。

図表7 円レートと海外生産比率の推移(1)



(出所)日本銀行資料、経済産業省「海外事業活動基本調査」より作成

図表8 円レートと海外生産比率の推移(2)



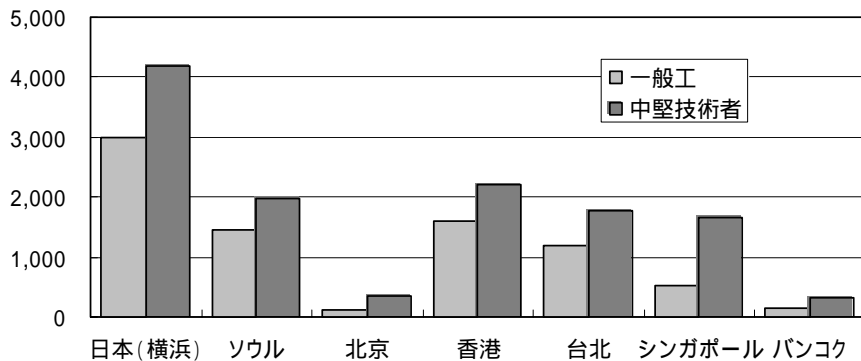
(出所)日本銀行資料、経済産業省「海外事業活動基本調査」より作成

こうした動きを散布図で示すと、いずれも、1994年ごろまでは円高とともに海外生産比率も高まるという正の相関関係がみられたのに対し、趨勢的な円高傾向が一服した90年代後半以降は、為替の動きとの関係が必ずしも明瞭でなく

なってきた
 (図表 8) しか
 し、為替レ
 ートの水準
 は 1995 年
 4 月に 79
 円台の最高
 値をつけて
 からも、100
 円から 130
 円近傍で推
 移しており、
 プラザ合意
 前と比較す
 れば、

(米ドル)

図表 9 アジア主要都市の労働者賃金



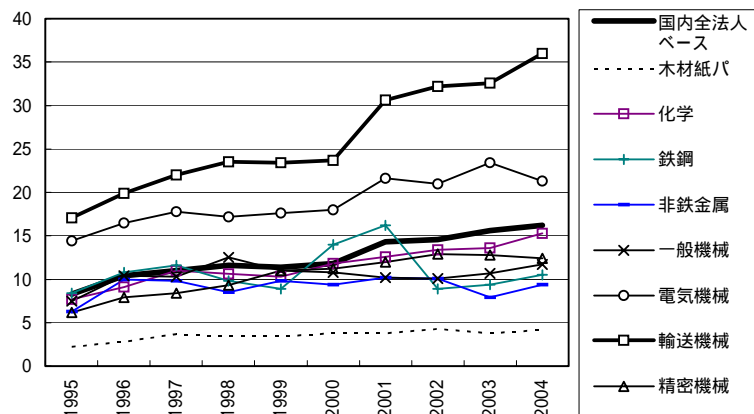
(注) 出所資料において、幅をもって額が示されている国については、中間値を用いた。
 (出所) 政府税制調査会資料より作成

水準としては依然として大幅な円高の状態が続いていた。1990 年代後半以降も企業の海外生産比率が上昇を続けてきたのは、こうした為替水準の高い状態では、輸出による利益の確保は困難であり、海外に進出して生産した方がなお有利であるとの判断が働いたことに加え、企業をとりまく世界的な情勢変化が起きてきたことが背景にあることも考えられる。すなわち、冷戦終結による社会主義国家の資本主義経済化や 1995 年の W T O 発足、金融自由化、I T の普及進歩等による経済のグローバル化が飛躍的に進行していく中、海外における低い賃金の労働力を使った生産のノウハウが確立されてくるとともに、現地の労働力の質も徐々に高まっていくなど、企業としては、引き続き海外に生産拠点を求めた方が有利という状況に置かれていたものと考えられる。

なお、こうした海外生産比率の状況を業種別にみると、自動車メーカ等の輸送機械と電気機械の 2 業種が平均を大きく上回っている(図表 10)。これは、労働集約的な組立ラインを必要とすることから、賃金の安い海外に工場を移転させて対応してきた代表的な業種である。

地域別では、95 年度には北米が約 4 割を占めていたが、徐々にアジアの比重が高まっていき、2004 年には北米を抜くに至っている。

図表 10 業種別の海外生産比率



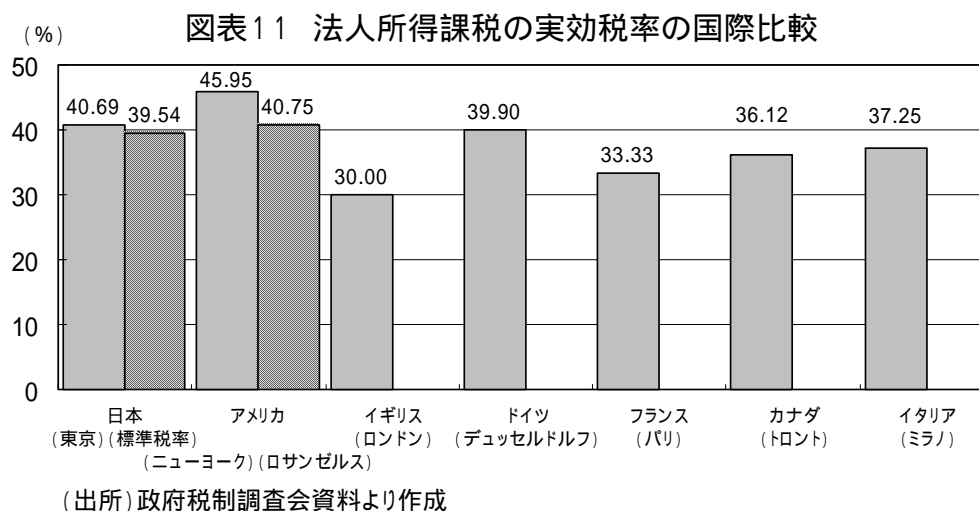
(出所) 経済産業省「海外事業活動基本調査」より作成

4. 国民が首肯し得る法人課税の見直しに向けて

4-1. 根拠が示されるべき法人税率引下げの効果

これまで概観してきたところによれば、海外生産や国内投資などの企業行動は、法人税の影響だけでなく、むしろ為替レートや賃金の格差などの影響をより大きく受けてきた可能性があるということであった。法人税率の引下げも企業行動の重要な要素であることは否定できないが、そののみによって企業行動を誘導していくことは困難であろう。

法人税率見直しの議論において主張されるとおり、確かに我が国の法人実効税率は、主要国の中で高いグループに属している（図表 11）。しかし、米国は日本とほぼ同水準の実効税率にあるにもかかわらず、競争力が高く業績も好調であり、国際競争力の向上に対し、実効税率の引下げがどのように寄与していくのかについて、こうした事例も踏まえた上で更に検討されるべきであろう。



4-2. 検討が必要なマクロ経済への影響と財源の提示

仮に、税率の引下げが競争力の向上に寄与し、結果として将来的において税収の増加をもたらすとしても、引下げの実施に伴う当面の財源をどのように手当するのも考えなければならない。

現在の法人税収を税率により、税率当たりの法人税収を求めると、税率が 30% の下での平均値は、税率 1% につき 3,700 億円程度となる。ただし、企業業績が好調な近年においては、2004 年度で 3,800 億円、2005 及び 2006 年度(予算ベース) で、ともに 4,000 億円を超えている。すなわち、現在の状況下で法人減税を行った場合、税率 1% の引下げにより約 4,000 億円程度、あるいはそれ以上の減収となる可能性が高い。仮に、法人税率を 5% 程度引き下げると

ば、2兆円以上の減収となる。それを補う財源としては、課税ベースの拡大や法人関係の租税特別措置の整理などで対応することなども想定されるが、法人課税の範囲で財源を捻出するのか、他の経済セクターにおける増税を行うのか、あるいは歳出削減により財源を捻出するのか、いずれにせよ、その調整は極めて難しいものと考えられる。

現在の景気回復局面においては、直近となる本年7-9月期のGDP統計等でも示されたように、企業部門の大幅な改善が進む一方、家計部門への波及は足踏みしている状況にある。景気回復を持続的なものとする観点からも、各セクターの負担のバランスを考慮することが重要である。特に、今後も社会保障負担の引上げなど家計部門の負担増加が続く中、企業部門の減税による成長の果実が、どのように家計に波及していくかについて、首肯し得る説明が求められる。

なお、法人課税をめぐる議論の中で、法人税の自然増収を企業に「還元」させるべきとの指摘もみられる。しかし、現在続いている法人税収の増加は、増税によるものではなく、企業収益の改善に伴い現行税制の下で当然納められるべき税金が納められているにすぎない。自然増収の還元と競争力の強化とは、結果として同様の効果があるとしても、考え方のベースを異にしている。法人税は基本的に所得税のような累進構造をもっていないことや、いまだ過去の欠損を繰り越して、本則どおりの納付に至らない企業が残されている状況を踏まえれば、自然増収を企業に還元するという考え方は、国民の理解を得難いのではないだろうか。

【参考文献】

井堀利宏『要説：日本の財政・税制』税務経理協会、2002年1月

(内線 3125)